

## 1 寄附金

### **【新設】(他の者に対して支払う国際最低課税額の負担額として計算される金額)**

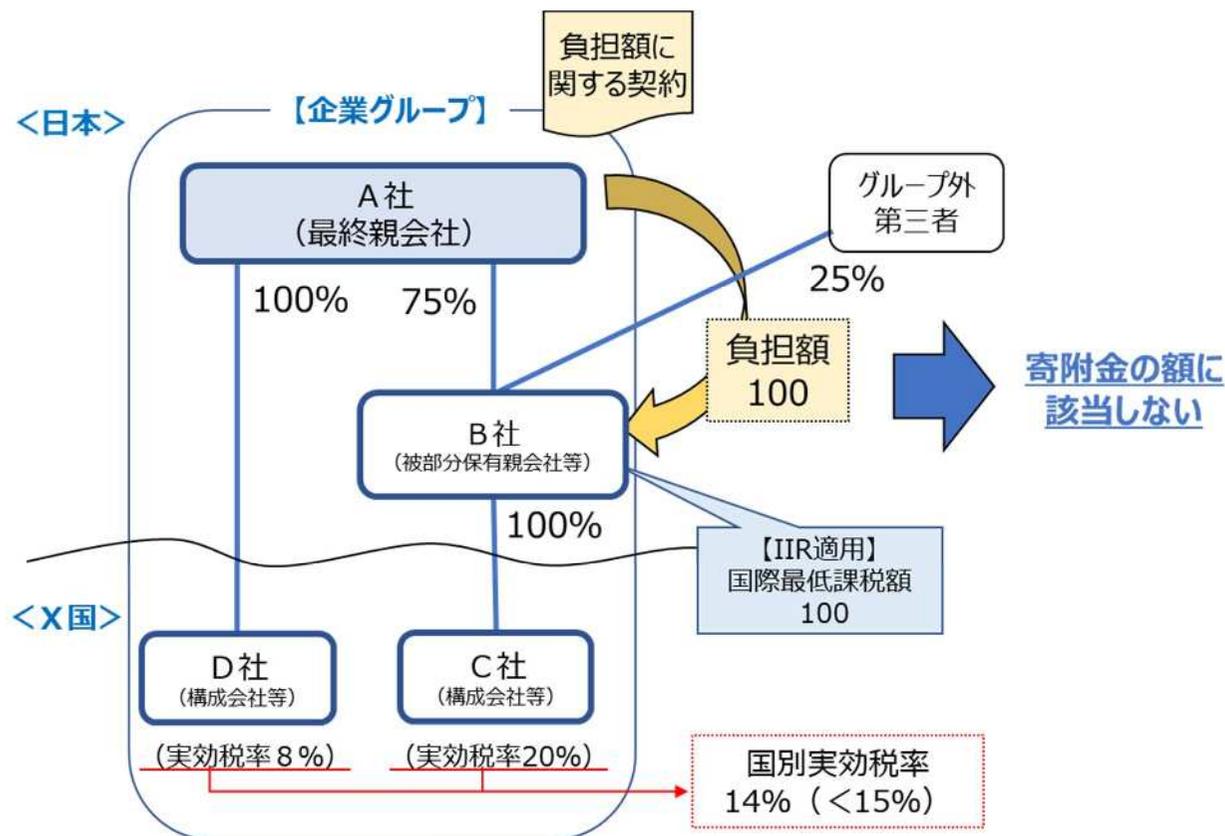
**9-4-9 特定多国籍企業グループ等**（法第 82 条第 4 号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下 9-4-9 において同じ。）に属する法人が、契約等に基づき、他の者に対し当該特定多国籍企業グループ等に係る国際最低課税額（法第 82 条の 2 第 1 項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額をいう。）の負担額として合理的に計算される金額を支払う場合には、その支払う金額は、法第 37 条第 7 項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当しないものとする。

### **【解説】**

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法 6 の 2）。
- 2 本制度は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（子会社等）の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税するものである。
- 3 このように、国別に集計された利益（国別グループ純所得の金額）に対して基準税率（15%）に至るまでの税額を親会社等が納税するものであり、特定多国籍企業グループ等に属する法人間でその負担額の授受が行われることが想定される。
- 4 例えば、以下（図）のように、特定多国籍企業グループ等に属する A 社（最終親会社）が、契約等に基づき、B 社（被部分保有親会社等）に対し国際最低課税額の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、寄附金の額に該当しないこととなる。そこで、本通達では、特定多国籍企業グループ等に属する法人が、契約等に基づき、他の者に対しその特定多国籍企業グループ等に係る国際最低課税額の負担額として合理的に計算される金額を支払う場合には、その支払う金額は、法人税法第 37 条第 7 項に規定する寄附金の額に該当しないことを明らかにしている。

なお、以下（図）は、特定多国籍企業グループ等に属する B 社に対して支払う場面を記載しているが、「他の者に対し……支払う場合には」としてあり、その負担額の支払先は特定多国籍企業グループ等に属する法人に限られないことに留意が必要である。また、本通達の適用に当たっては、その実態に即して判断することに併せて留意が必要である。

(図)



(前提)

- X国を所在地国とするC社（個社の実効税率を計算すると20%となる会社）とD社（個社の実効税率を計算すると8%となる会社）とがあり、X国の国別実効税率を計算すると14%となる場合には、C社及びD社に会社等別国際最低課税額が生ずる。
- C社に係る会社等別国際最低課税額の全額がB社に配賦され、B社が国際最低課税額100に係る本法人税の納税義務を負う。

(負担額の支払が行われる理由)

- C社の実効税率は基準税率（15%）を下回っていないが、D社とブレンドされるためX国の国別実効税率は14%となり、基準税率（15%）を下回る事となる。実効税率が低いD社がなければX国においてC社に係る会社等別国際最低課税額は生じないことから、B社に係る国際最低課税額100をD社の持分を有するA社が負担するため、A社がB社に対しその負担額を支払う。